

「令和4年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に  
存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）に対する意見公募手続  
の実施について

国税庁では、「令和4年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達を、別紙1及び2のとおり定めることを予定しています。

この案につき、御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見等をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

令和4年4月12日（火）から令和4年5月11日（水）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

- FAXの場合

FAX番号：03-3597-5794

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係宛

（FAXの件名に「『令和4年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について（案）』に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1

国税庁 課税部 資産評価企画官 審理係宛

（封筒等の表面に「『令和4年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について（案）』に対する意見」と記載願います。）